

2つの給付金のお知らせ

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金

4月から消費税率の引上げに際し、所得の低い方や子育て世帯への影響を緩和するために実施する2つの給付金についてお知らせします。

臨時福祉給付金

支給対象
平成26年1月1日現在、中央区に住民票があり、平成26年度の住民税(均等割)が課税されない方

◎住民税(均等割)が課税されている方の扶養親族、生活保護などを受けている方は対象になりません。

支給額

対象者1人につき1万円
◎対象者のうち、年金や手当などを受給している方(別表参照)は、1万5千円

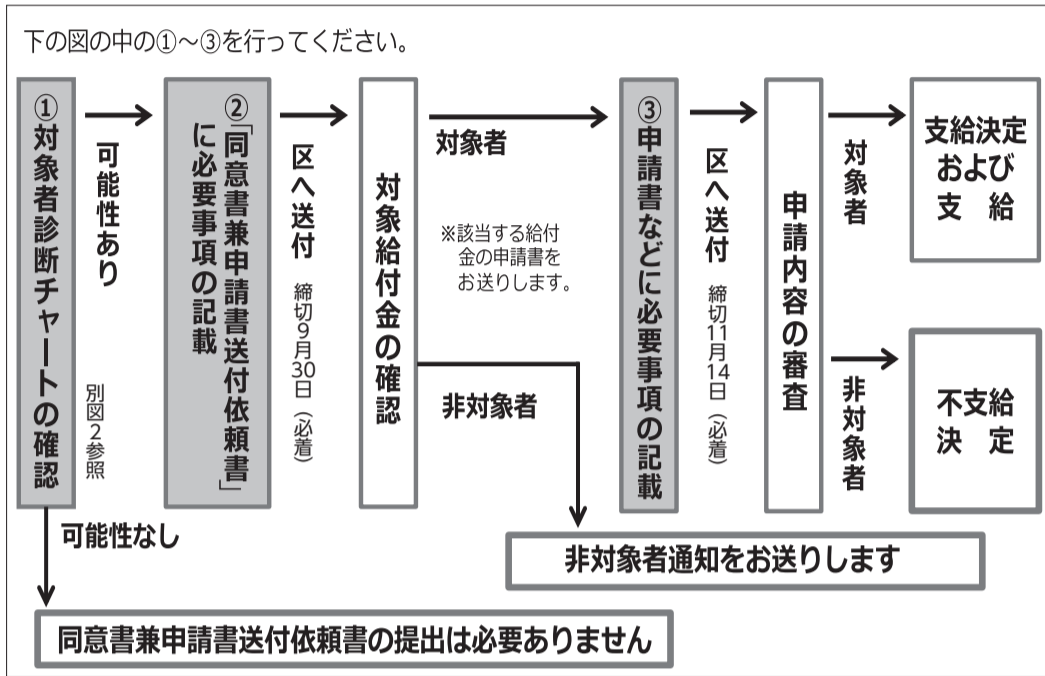
子育て世帯臨時特例給付金

支給対象
平成26年1月1日現在、中央区に住民票があり、平成26年1月分の児童手当(特例給付を含む)を受給し、平成25

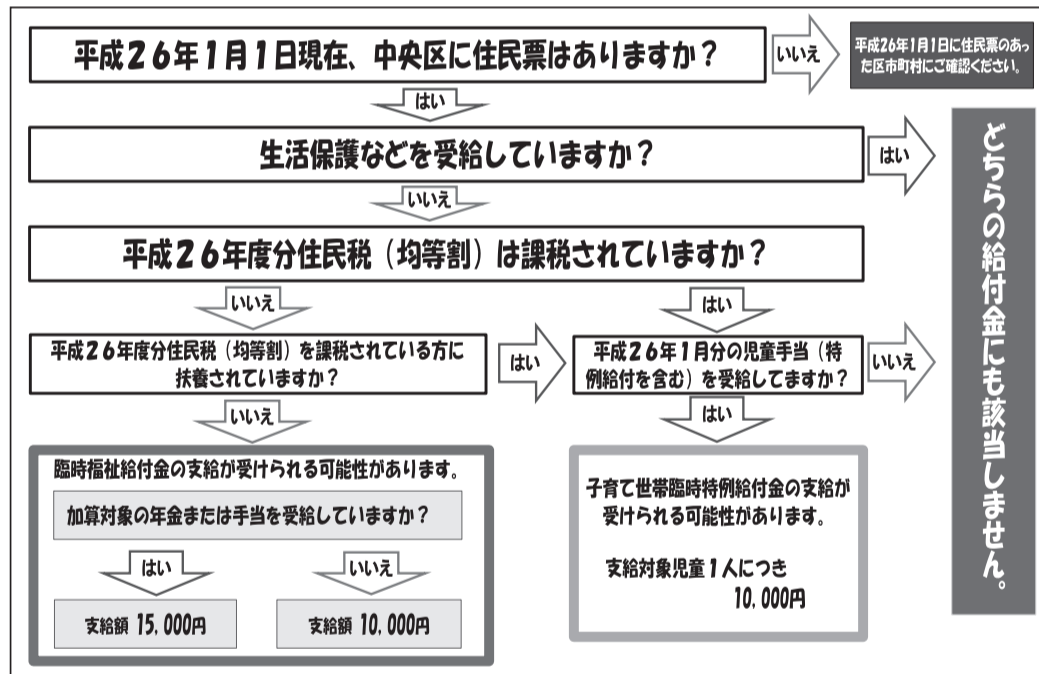
別表 加算対象者

- ◎老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の受給者のうち、平成26年3月分の受給権があり、4月分または5月分の年金の支払いがある方
- ◎児童扶養手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当、経過的福祉手当、原子爆弾被爆者医療特別手当等、毒ガス障害者特別手当等、ガス障害者特別手当等、予防接種健康被害救済給付金、副作用・感染被害救済制度、新型インフルエンザ予防接種健康被害救済給付金のいずれかで、平成26年1月分の手当などを受給している方

別図1 給付金支給までの流れ



別図2 対象者診断チャート



申請方法など(2つの給付金共通)
平成26年1月1日現在、中央区に住民票のあった全世帯の世帯主の方に、リーフレットと一緒に「同意書兼申請書送付依頼書」を送付します。いずれかの給付金の対象となり

区内在住の公務員の方へ
子育て世帯臨時特例給付金の受給要件に該当する公務員の方は、勤務先から申請書(請求書)と児童手当(特例給付)受給状況証明書が交付されています。この申請書などを申

申請方法など(2つの給付金共通)
平成26年1月1日現在、中央区に住民票のあった全世帯の世帯主の方に、リーフレットと一緒に「同意書兼申請書送付依頼書」を送付します。いずれかの給付金の対象となり

区内在住の公務員の方へ
子育て世帯臨時特例給付金の受給要件に該当する公務員の方は、勤務先から申請書(請求書)と児童手当(特例給付)受給状況証明書が交付されています。この申請書などを申

申請方法など(2つの給付金共通)
平成26年1月1日現在、中央区に住民票のあった全世帯の世帯主の方に、リーフレットと一緒に「同意書兼申請書送付依頼書」を送付します。いずれかの給付金の対象となり

区内在住の公務員の方へ
子育て世帯臨時特例給付金の受給要件に該当する公務員の方は、勤務先から申請書(請求書)と児童手当(特例給付)受給状況証明書が交付されています。この申請書などを申

る方は、必要事項を記入の上、提出してください。
「同意書兼申請書送付依頼書」を提出いただきますと、該当する給付金の申請書を世帯主の方に送付しますので、申請書に、必要事項を記入の上、必要書類を添付し、提出してください(別図1参照)。
◎申請手続きなどは、全て郵送で行えますので、同封の返信用封筒をご利用ください。

申請受付期間など
9月30日(必着)
「同意書兼申請書送付依頼書」締切

申請受付期間
8月1日(金)～11月14日(必着)
「コールセンター」などの設置

申請受付期間など
9月30日(必着)
「同意書兼申請書送付依頼書」締切

申請受付期間
8月1日(金)～11月14日(必着)
「コールセンター」などの設置

申請受付期間など
9月30日(必着)
「同意書兼申請書送付依頼書」締切

申請受付期間
8月1日(金)～11月14日(必着)
「コールセンター」などの設置

申請受付期間
8月1日(金)～11月14日(必着)
「コールセンター」などの設置

申請受付期間
8月1日(金)～11月14日(必着)
「コールセンター」などの設置

振り込め詐欺などにご注意ください

臨時福祉給付金および子育て世帯臨時特例給付金では、次のようなことは絶対にありません。

- ・国や都、区の職員が銀行やコンビニエンスストアなどのATM(現金自動預払機)を使って手続きをお願いすること
- ・ATMを自分で操作して、他人から振り込んでもらうこと
- ・国や都、区の職員が臨時福祉給付金や子育て世帯臨時特例給付金の給付のために、手数料などの振り込みを求めること
- ・2つの給付金コールセンター ☎(3546)5657
- ・日本橋・月島区民センター内受付窓口には電話はありません。

第26回東京湾大華火祭

～観覧船の標旗発行～
ボランティアの募集～

日時
8月10日(日)
午後6時50分～8時10分
◎荒天の場合は中止となります。順延はありません。

内容
尺五寸玉(45cm)10発、尺玉(30cm)100発を含む約1万2千発
観覧船の標旗発行について
花火打ち上げ場所の周辺海域に観覧船を収容する水域を指定します。
資格を満たした観覧船を出航させる方には、実行委員会が7月8日(火)午前10時から区役所で先着順に標旗(協賛金が必要)を発行します。
◎標旗数には限りがあります。
◎標旗がないと観覧できません。観覧を希望する方は必ずお求めください。

ボランティア募集
東京湾大華火祭当日、晴海主会場などで観客を誘導するボランティアを募集します。

入場整理券の発行について
現在、晴海主会場などの入場整理券の募集を行っています。区民優先の会場ですので、ぜひお申込みください。
◎晴海の会場は全て入場整理券または招待券が必要です。
◎詳しくは、「区のおしらせ中央」6月21日号または区のホームページをご覧ください。

問・観覧船の標旗については
東京湾大華火祭実行委員会事務局
☎(3248)1565

ボランティア、その他華火祭全般については
地域振興課地域事業係
☎(3546)5339

振り込め詐欺などにご注意ください

臨時福祉給付金および子育て世帯臨時特例給付金では、次のようなことは絶対にありません。

- ・国や都、区の職員が銀行やコンビニエンスストアなどのATM(現金自動預払機)を使って手続きをお願いすること
- ・ATMを自分で操作して、他人から振り込んでもらうこと
- ・国や都、区の職員が臨時福祉給付金や子育て世帯臨時特例給付金の給付のために、手数料などの振り込みを求めること
- ・2つの給付金コールセンター ☎(3546)5657
- ・日本橋・月島区民センター内受付窓口には電話はありません。

第26回東京湾大華火祭

～観覧船の標旗発行～
ボランティアの募集～

日時
8月10日(日)
午後6時50分～8時10分
◎荒天の場合は中止となります。順延はありません。

内容
尺五寸玉(45cm)10発、尺玉(30cm)100発を含む約1万2千発
観覧船の標旗発行について
花火打ち上げ場所の周辺海域に観覧船を収容する水域を指定します。
資格を満たした観覧船を出航させる方には、実行委員会が7月8日(火)午前10時から区役所で先着順に標旗(協賛金が必要)を発行します。
◎標旗数には限りがあります。
◎標旗がないと観覧できません。観覧を希望する方は必ずお求めください。

ボランティア募集
東京湾大華火祭当日、晴海主会場などで観客を誘導するボランティアを募集します。

入場整理券の発行について
現在、晴海主会場などの入場整理券の募集を行っています。区民優先の会場ですので、ぜひお申込みください。
◎晴海の会場は全て入場整理券または招待券が必要です。
◎詳しくは、「区のおしらせ中央」6月21日号または区のホームページをご覧ください。

問・観覧船の標旗については
東京湾大華火祭実行委員会事務局
☎(3248)1565

ボランティア、その他華火祭全般については
地域振興課地域事業係
☎(3546)5339